

熊本県における 歯科衛生士の業務概要

熊本県の歯科衛生士は、本庁健康福祉部各課、出先の県保健所において、地域における歯科保健医療提供体制の充実を図るため、関係機関と連携し、むし歯等の歯科疾患予防対策や、災害時歯科保健医療提供体制整備等、保健から医療まで、様々な歯科関連事業の推進に取り組んでいます。

また、歯科以外のその他の保健医療福祉関係業務も担当しますが、幅広い視野と知見を得る機会となっています。

熊本県の歯科衛生士の仕事例

本庁（健康づくり推進課：がん対策・歯科保健推進班）

- 歯科保健医療計画の進捗管理・歯科保健推進会議開催
- 歯科保健対策
 - ・むし歯予防対策：市町村におけるフッ化物洗口の推進
 - ・歯科保健状況調査（小中学校等の歯科疾患状況・歯科保健取組状況）
 - ・市町村における歯周病検診の推進 等
- 歯科医療対策
 - ・災害時歯科保健医療提供体制や障がい児・者歯科医療提供体制の整備
 - ・医科歯科連携体制の推進（糖尿病やがんとの医科歯科連携等） 等
- 歯科医療従事者の人材確保
- 熱中症対策、がん検診啓発事業等その他保健医療対策業務

出先機関（保健所：保健予防課）

- 地域歯科保健対策の推進
 - ・地域歯科保健連絡協議会や歯科保健研修会の開催
 - ・市町村歯科保健事業に関する技術的指導・支援
 - ・地域のフッ化物洗口の取組支援
- 健康づくり対策（地域・職域連携推進事業、受動喫煙防止対策等）
- 指定難病や小児慢性特定疾病等の医療費助成事務
- 感染症対策、精神保健対策 等

歯科衛生士のある一日「本庁（健康づくり推進課）編」

8:30～9:00

業務開始

スケジュール、メールの確認
課内ミーティング


9:00～11:00

庁内他課からの照会対応
補助金交付事務

11:00～12:00

熱中症啓発動画撮影
くまモンのインスタ撮影


12:00～13:00

休憩

13:00～16:00

歯科衛生士人材確保事業説明会で講話
熊本県の現状を説明


16:00～17:15

説明会実施の復命書作成

業務終了


災害時には先遣隊として
避難所等の状況把握に

歯科衛生士のある一日「保健所保健予防課編」

8:30～9:00

業務開始

スケジュール、メールの確認
課内ミーティング



9:00～12:00

保健師・栄養士と一緒に
新任期研修会の準備をして参加

12:00～13:00

休憩

13:00～15:00

管轄歯科医師会との打ち合わせ
会議・研修会開催通知発出



地域のイベントで
歯科保健の啓発等

15:00～17:15

医療費助成申請受付対応



業務終了